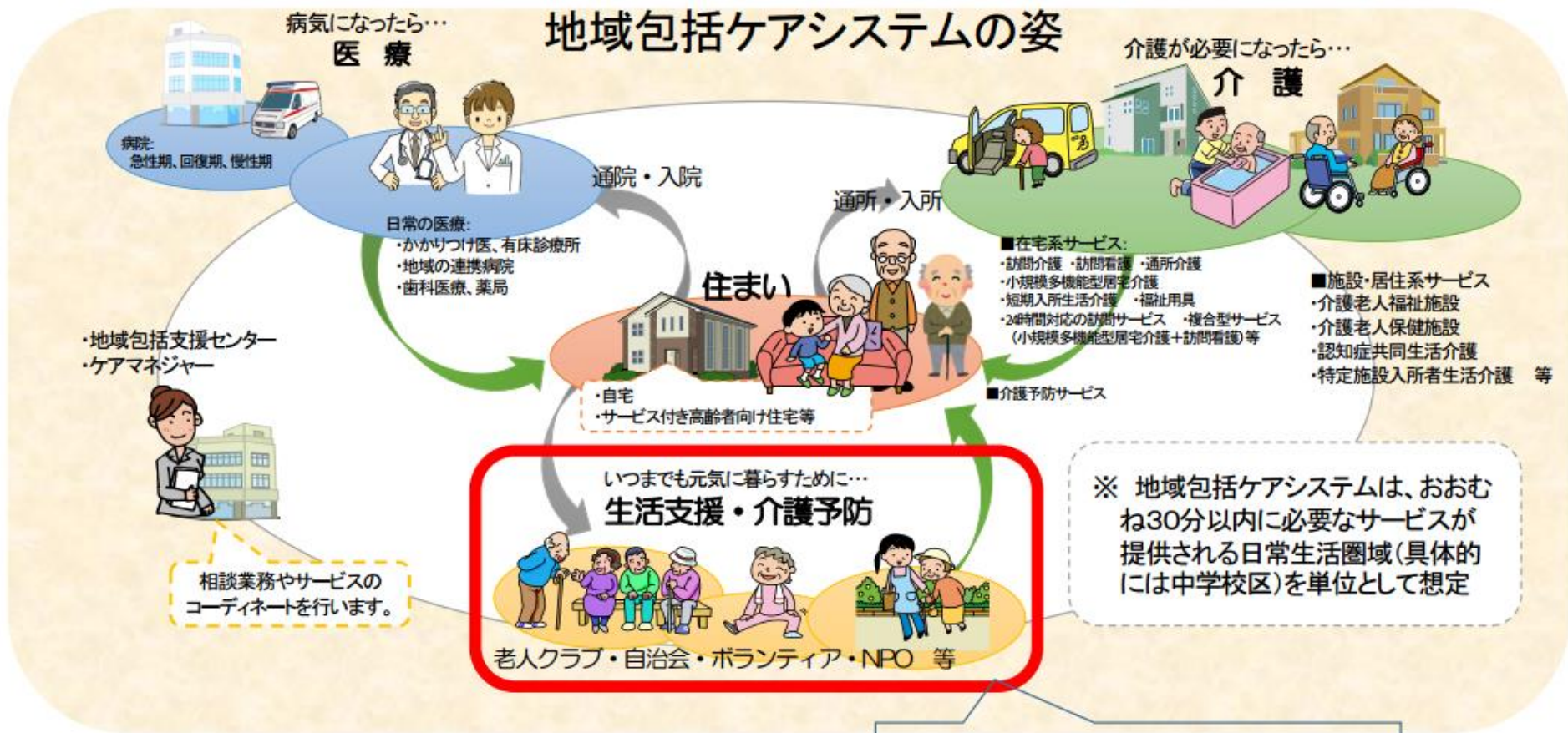


黒滝村 介護予防・日常生活総合事業について

平成29年1月～
黒滝村保健福祉課

「住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち」づくり (地域包括ケアシステムの構築)



介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて
平成27年5月 厚生労働省 老健局振興課 より抜粋

新しい総合事業

今まで全国一律に提供していた 介護予防給付

訪問看護・福祉用具
通所リハビリ等

訪問介護

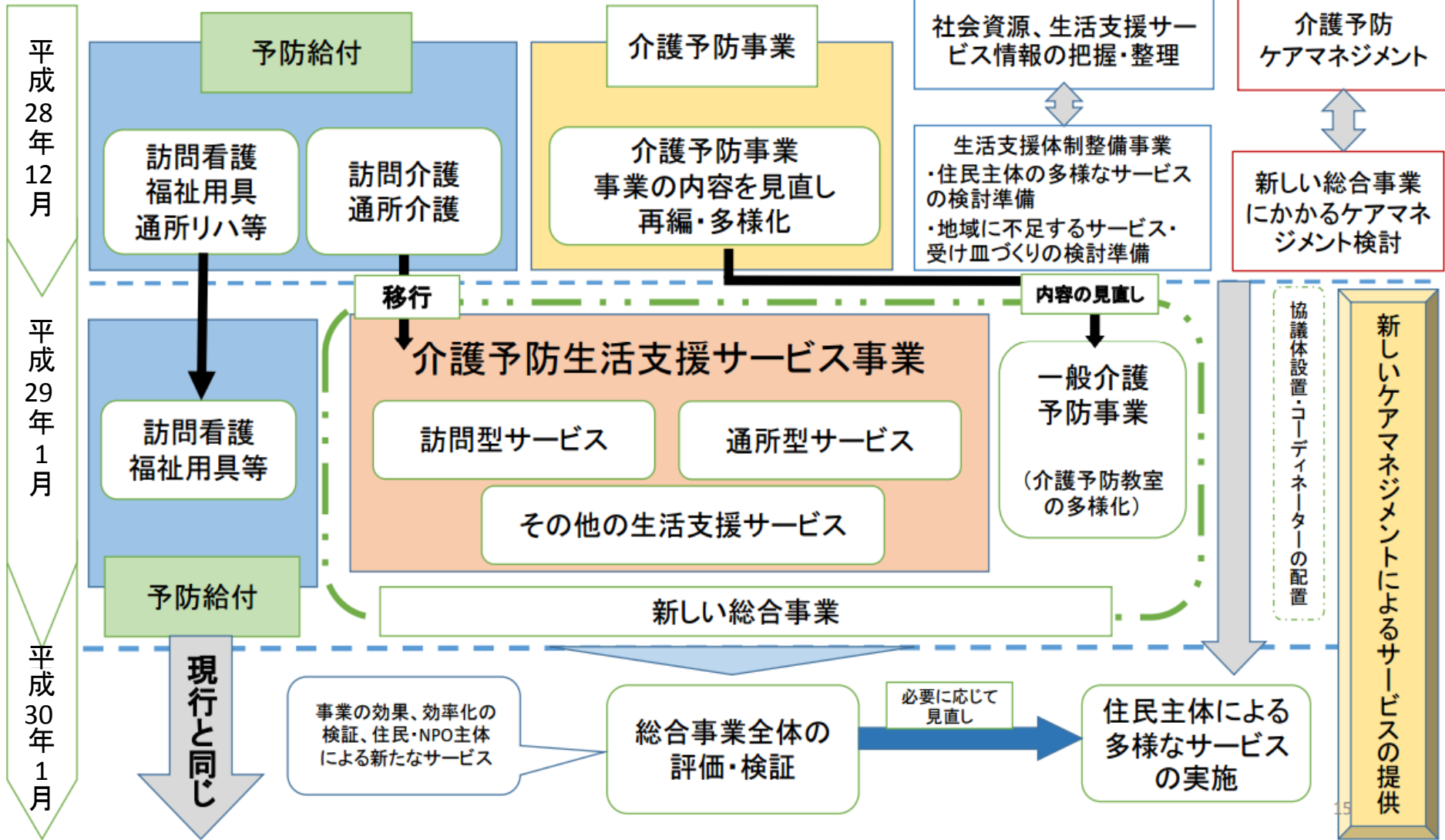
通所介護

従来の
介護予防給付

移行後

介護予防生活支援
サービス事業

※移行により高齢者のニーズに合った多様なサービスを利用することができます。



新しい地域支援事業の全体像

< 現行 >

介護保険制度

< 見直し後 >

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 21%
- 2号保険料 29%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付

訪問看護、福祉用具等

(要支援1~2)

訪問介護、通所介護

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

【財源構成】

- 国 39.5%
- 都道府県 19.75%
- 市町村 19.75%
- 1号保険料 21%

地域支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

充実

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携の推進**
- **認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援サービスの体制整備**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

H28.12月まで

介護予防給付

(要支援1~2)

訪問看護、福祉用具
ショートステイ 等

訪問介護、通所介護

現行と同様

H29.1月～ H29.12月

介護予防給付 (要支援1~2)

認定有効期間開始日から総合事業
へ順次適用
(更新前からでも切替可能)

事業に移行

H30.1月～

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・ 日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・訪問型サービスD
 - ・通所型サービス
 - ・ミニデイサービス
 - ・はつらつ教室(通所型サービスC)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

地域支援事業

介護予防事業

又は介護予防・日常生活 支援総合事業

- 二次予防事業
 - 一次予防事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

全市町村で
実施

新しい介護予防・ 日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・訪問型サービスD
 - ・通所型サービス
 - ・ミニデイサービス
 - ・はつらつ教室(通所型サービスC)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業